

2023 年 5 月

「モビリティ・ロードマップ」のありかたに関する研究会 の設置について

1. 経緯

- (1) 我が国政府は、LEVEL4 の自動運転の実現を一つの目標として、関係各府省が取り組むべき技術開発、制度設計などの工程表を、一昨年度まで8年間にわたり、「官民 ITS 構想・ロードマップ」として取りまとめてきた。
- (2) しかし、2022 年度で、LEVEL4の自動運転の実現に一定のめどが立ったため、昨年度は、今後の検討の方向性について研究会を行い、需要との一体的な検討の必要性など「デジタルを活用した交通社会の未来 2022」を、2022 年8月に取りまとめたところ。
- (3) また、その後各省の検討が進み、我が国政府は、各府省の枠組みを超えて、デジタルライフライン全国整備総合計画の策定を本年度末に閣議決定することとしており、2027 年度には、その中で、自動運転車両を活用したモビリティ・サービスを持続可能な形で事業として全国 100 か所に実現することを目指す予定となっている。
- (4) これに加え、同計画の策定を待つまでもなく、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域のモビリティ・サービスの維持・強化は差し迫った現実の課題となっており、自動運転車はもとより、ドローン、サービスロボットなど、地域のモビリティを支える技術の同時かつ一体的な事業化を検討する必要に迫られている。
- (5) このため、デジタル庁では、「官民 ITS 構想・ロードマップ」の対象範囲を、ドローンやサービスロボットなどモビリティ・サービスを支える技術全般に広げ、供給側だけでなく需要側の事情まで加味した上で、必要となる技術開発や制度改革事項などの取組をまとめた、「モビリティ・ロードマップ」の策定作業として再起動することとし、その方針を、本年3月に行われたデジタル田園都市国家構想実現会議で河野大臣から対外的に表明を行ったところ。

2. 検討内容と方法

- (1) 自動運転、サービスロボット、ドローン、いずれをとっても遠隔制御をはじめ、サービスを提供するために必要となる基本的技術と、それを実現するための最低限の制度整備はすでに終了しているところ。
- (2) しかしながら、需要との一体的な検討に向けては、以下各項目について検討しなければ、技術としては確立しても、事業としては持続可能な形で定着させることは難しいのが現状。
 - ① 特に人口減少が今後厳しく進む地方で、各輸送・交通サービス単体で事業採算性を確保することはもはや難しくなりつつある。今後は、需要側と一体的に事業を設計しモビリティ・サービスを産業として支えていくための政策の設計が必要。

- ② 例えば、交差点のデジタルツイン、運行制御を支えるインフラの効率的なインフラシェアリング、自動制御されるモビリティ同士の協調制御技術やそれを支えるルールなど、車両・ロボット・機体側で担うべき機能と、それを支える道路等モビリティ・インフラ側の担う機能との役割分担を決めることが必要。これがない限り、これらの技術を事業化するための投資範囲が確定せず、事業化が進まない。
 - ③ モビリティ管理の自動化が進めば進むほど、従前の運行者による個体の運用管理を前提とした社会的責任の分担では、事業リスクを確定することが難しくなる。このため、モビリティ・サービスをめぐる社会的責任のあり方や、それを補うためのモビリティ・インフラのあり方について改めて検討を行い、確定していく必要。
- (3) しかし、こうした検討は、相互に各論点が複雑に絡み合っているほか、手順を追って順に解決してない限り、いきなりすべてを同時に解決することは困難である。このため、これらの検討を、各府省連携して進めていくために、デジタル庁からの声かけにより、各府省連携した新たな検討体制を整備し、5年程度を目途に、必要な取組の新たなロードマップ化を進めていくこととする。このため、以下の手順を追って検討を進める。
- ① まずは、本研究会での検討を通じ、今後整理が必要と思われる論点を関係者間で共有し、検討を深めるべき事項、ロードマップ化すべき事項について一定の整理を行う。
 - ② デジタル社会の実現に向けた重点計画の決定を経て、デジタル社会推進会議の下に、新たに検討の場を設置し、本研究会で整理した論点を基に、ロードマップの素案を策定する正式な検討を開始する。
 - ③ デジタル技術を活用したサービス提供に必要な、ハード・ソフト・ルールにわたるデジタルライフラインの全国的な整備を目指す「デジタルライフライン全国総合整備計画」の具体的な取組内容を検討する、「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」に対して、本研究会で挙げた論点を提案する。
 - ④ 本年度末にはモビリティWGやデジタルライフライン全国総合整備実現会議における検討、SIP「スマートモビリティプラットフォームの構築」、その他政府や民間における検討等を踏まえて、モビリティ分野におけるデジタルに関係する関係府省庁・民間での様々な取組等について、モビリティ・ロードマップ2024として取りまとめ、その初版を策定することとする。

(参考)

- 自動運転車、ロボット、ドローン等をトータルにモビリティとして捉え、移動需要に対する新たなモビリティ政策を検討していくことが必要。
- 自動運転等の全国展開に当たっては、単なる実証ではなく社会実装につながるよう、個別事業の持続可能性を担保するための要件(社会的インパクトや、新たな需要・投資の明確化、必要なKPI)を明確化することが必要。
- 異なる事業者が提供する車両やロボット、ドローンの間で、空間情報の共有、協調制御の実装など、地域の実情に合わせた運行管理・事業体制を検討していくことが必要。これらに必要なハード・制度の整備も含め、官民ITS構想・ロードマップの名称を改め、「モビリティ・ロードマップ(仮称)」として策定する。

— 第12回デジタル田園都市国家構想実現会議(2023.3.31)資料より —